

静岡県人事委員会は、特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1166

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-264）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第12条の2及び附則<u>第6項</u>、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第13条の2及び附則<u>第6項</u>並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）第12条の2及び附則<u>第9項</u>の規定に基づき、特地勤務手当等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第12条の2、<u>第12条の3</u>及び附則<u>第8項</u>、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第13条の2、<u>第13条の3</u>及び附則<u>第8項</u>並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）第12条の2、<u>第12条の3</u>及び附則<u>第11項</u>の規定に基づき、特地勤務手当等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。